



平成 16 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー・パブリッシャー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(J A S D A Q ・ コード 4 3 1 1)
問合せ先 執行役員経営企画室室長 小嶋 正樹
(TEL . 0 3 - 5 4 2 8 - 3 4 5 5)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 12 月 15 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び 280 条の 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 17 年 1 月 28 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 . ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として商法第 280 条ノ 20 及び 280 条の 21 の規定に基づき、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行するものであります。
- 2 . 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に割当るものとする。
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 350 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じた 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$
 - (3) 発行する新株予約権の総数
350 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、上記（2）と同様の調整を行う。）
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（払込価額）
新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に（3）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。
払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における当社株式の J A S D A Q 証券取引所の終値（以下、当社株式の J A S D A Q 証券取引所における終値を単に終値とする。）の平均値に 1.10 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げる。）とする。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の前日の終値（取引がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を払込価額とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年2月1日から平成24年1月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員については、当該新株予約権の行使時において当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了によりもしくは法令変更に伴い退任した場合または定年で退職した場合は、なお、その後も権利を行使することができる。

その他権利行使の条件は、本定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書又は当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年1月28日開催予定の当社第13回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上